

大田眺峰園居宅介護支援事業所指定居宅介護支援運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する大田眺峰園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月28日条例第2号）第18条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する居宅介護支援を適切に提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき居宅介護支援を提供するものとする。

- (1) 利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な支援及び協力を行う。
- (2) 利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供するサービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
- (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、関係法令や社会的ルールを遵守し、積極的な情報開示と情報提供を行い、開かれた事業所を目指す。
- (5) 職員の質の向上と専門性を高め、より質の高いサービスを提供できる事業所を目指す。
- (6) 事業の持続的発展を図るため、法制度改正等の情報収集を行うとともに事業実施体制の改善を行い、安定的な財務基盤の確立を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
大田眺峰園居宅介護支援事業所	島根県大田市川合町吉永 1025 番地 1

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 事業所に、次の職員を置く。

- (1) 管理者（兼務） 1人
- (2) 介護支援専門員 1人

(職員の職務)

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に関する業務を行う。

(職員の勤務体制等)

第7条 職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成 12 年 5 月 26 日規程第 3 号）の定めるところによる。

2 管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

第 3 章 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

(サービスの提供方法及び内容)

第8条 管理者は、当該事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとし、利用者及びその家族等からの相談対応は電話及び面談で受けるものとする。なお、居宅サービス計画は、次の各号に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者及びその家族に対し当該地域における居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を適正に提供するものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族に面接し、その有する能力や既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- (3) 介護支援専門員は、前号により把握された課題に基づき、当該地域における介護給付費等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集し、事業所内又は利用者の居宅においてサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、サービスの種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問の上利用者及びその家族と面接するほか、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況と課題を把握し、居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 3 介護支援専門員は、次の各号に掲げる場合においては、サービス担当者会議又は担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
 - (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（営業日及び営業時間）

第9条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（利用料等）

第10条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払は受けないものとする。

- 2 管理者は、利用者の選定により次に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する際は、公共交通機関等の実費又は通常の事業の

実施地域を越える地点から1キロメートル当たり37円を、自動車を使用した場合の交通費として利用者又はその家族等から徴収するものとする。

- 3 前項の費用の額に係る居宅介護支援提供に当たっては、利用者又はその家族等あらかじめ説明し、文書で同意を得るものとする。

(通常の実業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、大田市内とする。

第4章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止のための措置)

第12条 管理者は、利用者に対する虐待を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

第5章 その他運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第13条 管理者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第14条 利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領(平成21年6月15日要領第4号)の定めるところによる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第15条 管理者は、感染症の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
- 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(秘密保持等)

第16条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年5月25日規程第1号）に基づき、適切に管理するものとする。

(記録の整備)

第17条 管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成18年3月23日規程第6号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年9月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成31年3月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年6月1日から施行する。

この規程は令和4年6月13日から施行する。

この規程は令和4年10月1日から施行する。